

4年生の民法基礎演習について

以下のとおりの取り扱いとする。

1. 2017年度進学第2類（法律プロフェッション・コース）、2016年度以前進学第1類（私法コース）及び第2類（公法コース）の学生で単位未修得の者については、各自指定されたクラスの授業に参加すること。（所属クラスは4月2日（月）より掲示場へ掲示する）

2. 以下の場合に限り、クラスの変更を受け付けるので、教務係に申し出ること。

- ・指定されたクラスと同時限の演習に申込みをし、参加許可を得た場合。
- ・木曜4限のクラスに指定された者で、同時限に開講される「日本政治」「国際経済論I・II」いずれかを履修希望する場合。

→ 4月4日（水）～6日（金）までに教務係窓口にて申し出ること。期間内に演習参加許可が発表されない場合は、教務係窓口にて相談すること。

3. 第3類の学生で単位未修得の者が履修を希望する場合は、別途、所属クラスを設定するので、4月4日（水）～6日（金）までに教務係にて受講手続をすること。期間内に手続をしない場合は受講できないので注意すること。

4. 通常の講義とは異なり、過去に受講していても再度授業を受けることが求められる。（従って、同一時間帯に行われる他の授業には一切登録ができなくなるので、注意すること。）

※授業用の教材は、教務係窓口で受け取ること。

3月20日 法学部